

つるかめヘルパーステーション運営規程(居宅介護・重度訪問介護)

(事業の目的)

第1条 有限会社たくみケアサービスが開設するつるかめヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)に基づく指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業（以下「事業」という。）の適性な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者又は障害児(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者または障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、自ら提供する指定居宅介護及び指定重度訪問介護の事業の質の評価を行い、常にその改善に努めるものとする。
 - 5 事業の実施に当たっては、前4項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 つるかめヘルパーステーション
 - (2) 所在地 秦野市富士見町6-34

(事業の運営)

第4条 障害福祉サービスの提供に当たっては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第5条 (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 2名(常勤)
サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申し込みに係る調整、事業所の従業者に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画、重度訪問介護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。
- (3) 従業者 7名(常勤3名、非常勤4名)
従業者は、居宅介護計画、重度訪問介護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日及び祝日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) 上記の営業時間のほか、電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(主たる対象者)

第7条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

- 居宅介護 特定しない
重度訪問介護 特定しない。

(事業の内容)

第8条 この事業所が提供する事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成
- 2 身体介護に関する内容
 - ① 食事の介護
 - ② 排泄の介護
 - ③ 入浴の介護
 - ④ 通院等介助(身体介護を伴う場合)
 - ⑤ その他日常生活を営むために必要な身体介護
- 3 家事援助等に関する内容
 - ① 調理
 - ② 洗濯
 - ③ 掃除
 - ④ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)
 - ⑤ その他日常生活を営むために必要な家事的援助

4 生活等に関する相談及び助言

5 重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する障害者に対して、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。

6 その他の生活全般にわたる援助

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

第9条 指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供したときは、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供したときは、利用者等からこども家庭庁及び厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 前2項の支払を受ける額のほか、利用者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護及び指定重度訪問介護を行う場合には、利用者等から、それに要した交通費の額(移動に要する実費)の支払いを受けることができるものとする。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を受けることができるものとする。

事業所の実施地域を超えた地点から、片道1Kmにつき20円

- 4 前3項の費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者等に対し交付するものとする。
- 5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

秦野市全域、平塚市全域、伊勢原市全域、中井町全域、二宮町全域

(相談、苦情・ハラスメント対応)

第11条 指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供に係る利用者又はその家族等からの相談、苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者からの相談、苦情・ハラスメント等に対する窓口を設置し、指定居宅介護及び指定重度訪問介護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 3 事業所は、前項の相談、苦情・ハラスメントの内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 4 事業所は、提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所は、提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関し、法の定めるところにより、知事が行う報告若しくは指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他の必要があると認める場合には、速やかに医療機関への連絡その他必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(衛生管理及び訪問介護員等の健康管理等)

第13条 事業所は、訪問介護に利用する物品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、従業者等に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、健康診断等を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

<緊急やむを得ない場合とは>※以下の全てを満たすことが必要

① 切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる
② 非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となる
③ 一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となる

(感染症対策に関する事項)

第 16 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 17 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 18 条 従業員の資質向上のための研修（前条に規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また勤務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 5 回
- 2 従業員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
 - 4 従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するとともに、当該記録を当該指定居宅介護及び当該指定重度訪問介護事業所の提供した日から 5 年間保存する。
 - 5 利用者に対する指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供に関する記録を整備し、当該指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供した日から 5 年間保存する。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 たくみケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、2019 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、2021 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、2021 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、2022 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、2024 年 9 月 1 日から施行する。